

欧州統合の歴史 (概説)

報告 高田太久吉

(1951) Jean Monnet の提案にもとづき、欧州石炭鉄鋼同盟 (ECSC) 成立
ドイツを欧州統合に組み入れる長期的政策の第一歩としてフランスが提案
フランスの提案は冷戦構造が強まる背景のもとで米国の対欧州外交政策と照合
ドイツを含む欧州を米国のヘゲモニーのもとで束ね、ソ連の影響力の浸透を防ぐマーシャルプラン(1947)の実行は欧州の協調を前提
1940年代後半期は、欧州における労働運動の高まり、仏伊における左翼の政治的影響力の高まりが欧州の支配階級に脅威を与えた

(1957) ECSC に参加する 6 カ国が ローマ条約調印 (発効は 58 年)
欧州経済共同体(EEC)設立・欧州原子力共同体(EURATOM)条約調印(1957)
EEC は域内関税の軽減、対外的に統一された関税制度の適用をめざす。
ローマ条約の交渉過程では、米国ニューディーラーの一部から European Payment Union の構想が提起され、欧州合衆国構想(United States of Europe)についても話題になったが、いずれも正式の議論にはならなかった。後の EMU の先駆けとなる提案を行った専門家の一人は、ロバート・トリフィンであった。Dyson, p.4

(1959) 欧州自由貿易連合(EFTA)調印

(1961)ベルリンの壁設置 (1962)キューバ危機発生

フランス・西ドイツ協力条約締結(1963)

フランスが一時 EEC 理事会不参加(1965) ドゴールが EEC の超国家的権力に反対
(1966)欧州委員会はフランスの要求を組んで全会一致主義を採用(ルクセンブルクの妥協)

(1967) ECSC, EEC, EURATOM を統合して 欧州共同体(EC)発足

(1969) ハーグ・サミットで、加盟国首脳間で経済通貨同盟(EMU)設立が共通の目標として確認され、その実現に向けて協議検討を進めることが合意された。
これは、欧州統合へ向けての歴史的実験が始動したことを意味する。

(1970) Werner Report of 1970 が、課税、財政支出、公債発行などに関する政府の権限を欧州委員会に移譲する構想を提案。しかしニクソンショックで同リポートの立ち入っ

た検討は棚上げされた。さらに、当時のドロール委員会は、この構想が加盟国に受け入れられないと判断し、より漸進的なアプローチを選択。このドロールの方針は後に 1989 年の「ドロール報告」に盛り込まれた。

Werner Report は、通貨統合実現に必要な 3 条件を提示した。

- ① 全面的かつ不可逆的な域内通貨交換性の保証
- ② 資本取引・資本移動の完全自由化。銀行・金融市場の統合
- ③ 域内通貨間為替レートの変動幅のない完全な固定

(1971)ニクソンショック ブレトンウッズシステム崩壊(1971-73)

通貨統合への最初の動きとして「スネーク」導入(1972-79)

米国の「ビナインニグレクト」政策と国際通貨市場の混乱が通貨統合への動きを加速
米国の国際経済におけるリーダーシップが一時的に後退し、欧州に独自の動きの余地

-----⇒ 欧州為替レートメカニズム(ERM 1979-99)

-----⇒ 経済通貨同盟(EMU 1999)

(1972) パリ・サミット

EMU (経済通貨同盟) を EEC の共通の目標とすることで首脳間の合意が成立

ただし、それが正式の目標として確認されるのは、単一欧州議定書(SEA of 1987)である。

拡大 EC が発足(1973) イギリス、デンマーク、アイルランドが EC 参加

(1973) 統合に必要な為替レート安定のために欧州通貨協力基金(EMCF)設立

(1974) 石油ショックを背景に、経済不均衡の調整が大きな問題とし

て浮上し、以後欧州経済は 80 年代初頭までスタグフレーションに入る

この間、国際金融市場の混乱、石油ショック、インフレと景気後退などにより、統合への動きは一時的に減速した。(1982 年 4 月の *The Economist* に EC の「死亡記事」掲載)

経済通貨統合 (EMU) にむけて再起動

(1978) EMU にむけての前進を再起動するために、欧州理事会は EMU が欧州統合の目的であることを再確認する決議を出す。

(1979)欧州通貨制度(EMS)発足 経済統合への動きが再起動

域内通貨バスケットである ECU (欧州通貨単位) を為替相場算定の表示基準とする

(99年のユーロ導入によって廃止) ことで域内通貨の安定化を図る。合わせて、域内資本取引の自由化を推進する。

ECUは、域内通貨バスケットであるが、加盟国中銀の準備通貨、決済通貨として使用され、さらに民間資本市場での使用(ECU建て債券の発行など)も制限されなかった。関係者の間では、ECUが成功裏に機能すれば、それが単一通貨に発展することが可能であると考えられていた。

為替レートメカニズム(ERM)導入では、有利な為替相場をめぐる独仏の衝突

EMSは事実上ドイツマルク圏の成立(ドイツマルクが域内通貨のアンカーに)であり、以後、ブンデスバンクが通貨為替政策の主導権を握るようになる

EMSからEMUへ統合をすすめる理由としては、

理論的には国際通貨制度に関する公理(inconsistent triangle)が援用された。すなわち、単一市場(自由な資本取引)、為替レートの安定、自立的な金融政策は同時に成立不可能であるという理論。EMUは加盟国が自立的な金融政策を放棄し、金融政策の運営を欧州中銀に移譲することで、自由な資本取引と為替レートの安定を確保しようという考えである。

EMUプロジェクトの障害の除去・独仏摩擦の緩和

(1983) 仏ミッテラン政権・ドロール財務省がドイツの通貨政策に歩み寄り、ドイツ連銀も統合の推進に同意(←ミッテランに対するGyllenhammer(ERT)の働きかけ)

Gyllenhammerは後にミッテランからレジョン・ド・ヌール勲章を授与された

その後、ドロールは欧州委員会(European Commission)委員長就任

ドロールは10年間委員長を務め、「Social Europa」の構想を推進し、加盟国の拡大を積極的に進めた 各国主権・欧州モデル、経済多元性と経済市場統合の「調和」?

フランスはこれ以降、欧州予算の構想を提唱。これは1997年の安定成長協定に結実

独・仏妥協により欧州統合が動き出したことをうけ、財界ロビーの関与が本格化
1983年、欧州最強の財界ビジネスロビー(ERT)が設立された。

欧州統合過程へのビジネスロビーの関与が本格化

以後、ERTが公表するレポート、提言は欧州統合を加速させただけでなく、統合の方向に決定的な影響力を及ぼすようになった。ERTと並んで、米国商工会議所のEU委員会も強力なロビー組織として影響力を発揮するようになった

市場統合に消極的なミッテランを説得し、独仏妥協を引き出し、ドロール委員長の路線を欧州多国籍企業の共通の目標である統一市場実現・競争力強化に向けて転換させたERTの活動については、Maria Green Cowlesの一連の研究が詳細である。また、ERTは単なる財界ロビーではなく、財界シンクタンクであるという所説については、Prenner(2003)

参照。

1980年代中期以降、通貨統合に関する加盟国間の協議が活発化。フランス、オランダはアンカーである対ドイツマルク為替レートの安定化に努力。1983-87年は単一通貨実現のための加盟国の学習期間になった。

(1986)単一欧州議定書(Single European Act: SEA)への道

1985年1月 Dekker plan(Europe 1990)

ERTメンバーである Dekker(PhillipsのCEO)が、1990年までに市場統合を実現するための課題とステップを提示

EC委員の Cockfield が Dekker plan を継承した White Paper(Single Market Program)を公表。ERTはこの White Paper に対する賛同を正式表明。これらを背景にドローールの主導で SEA 成立

EEC が EMU に進むことが正式に目標として確認された

単に財だけではなく、労働、資本、サービスの域内自由取引をめざす
前提条件として、(1979)欧州通貨制度(EMS)発足、合議を容易にするための全会一致制の修正 (多数決制) 採用

1992年のマーストリヒト条約・1993年の欧州連合(EU)に向けての筋道(time table)を確認

1992年までに貿易の障害を基本的に撤廃することを盛り込む

SEA は、ローマ条約の最初の大きな修正(Derols, p.9)を行い、欧州統合の戦略に4つの修正を持ち込んだ。

- ①統合を優先し、加盟国間の法制度の調整を基本的なレベルに止め、拘束を緩める
- ②全会一致原則を緩め、多数決制を採用し、意思決定の迅速化をはかる
- ③欧州議会の立法権限を強化する
- ④統合過程が加盟国の経済的・社会的 Cohesion を過度に損なわないことを重視。健康・安全基準を配慮した労働条件の確保、統合の合理性をめぐる理論的・技術的根拠の明確化、労使間の話し合いの確保など、一定の経済民主主義・多元主義に配慮する
- ④の戦略は、European Keynesianism と呼ばれる

EMU再起動の背景に欧州財界・多国籍企業の思惑

SEAによって、欧州市場統合に向けての動きが前進。その背景には、欧州の分断化された各国市場を統合し、規模の経済性と経済資源の結合により、米日他からの強まる国際競争に協調して対応する必要性。要するに、欧州における資本集中の動きが大

きな動因。1980年代を通じて、欧州における企業統合の波は急激に高まった。
Christakis Georgiou, p.5.

(1989-90) 東西ドイツ統一実現と統合の前進 「ドロール報告」公表

統一はドイツ経済を不安定にし、その後の輸出依存型経済成長、単位労働コスト引き下げのための賃金抑制、経常収支黒字幅拡大へと導いた

しかし、このため欧州統合へのドイツの消極的な姿勢はかえって押しよこされたソ連邦解体と東欧諸国の自由化の動きがドイツを市場統合に動かした。

ドロール報告(1988-89)はEMUで目指される欧州経済統合の姿を明確にし、それをどのような手順で実現するか^の具体案を提示、とくにEMU第一段階の始点を1990年7月(資本移動完全自由化指令)をもって画することを示した。

このドロール報告のもとになったのは、ERT "Reshaping Europa"と言われる。

さらに、統合の原則として「健全な通貨」を受け入れて、ドイツ連銀の協力を取り付けた(Dyson, p.8) これは、欧州の各国中銀の意向を反映したものであり、統合過程へのマネタリズムの影響を強化した。

(論点) 欧州中銀の、中央銀行の独立性、インフレに対する強い警戒、「健全通貨」の重視は、欧州の左派研究者の間では、マネタリズムの影響力の証左と考えられている。Blackburn, R (2005) はECBの政策を「破滅的なマネタリストのドグマ」と呼んでいる。

(1990) EMU (ユーロ導入) への第一段階開始 (準備段階から実現段階へ)

域内資本取引の原則自由化

その後の EMU への段階的過程

(1991) マーストリヒト条約成立 (発効は 92 年)

欧州連合 (EU) 成立

マーストリヒト条約とEUの成立は国際金融市場における混乱の中で実現した条約成立に先立って、米国の金融危機(S&L問題他)を契機に、欧州でも景気後退(1990)が始まった。しかも、ドイツ連銀は、ドイツ統一後のインフレ防止と外資流出に備えて金利を引き上げた。オランダはマーストリヒト条約を拒否。イタリア・リラ、イギリス・ポンドに投機的攻撃。両国がERM(スネーク)離脱。結果としてイギリスのユーロ参加が絶望的になった。

この時期、フランス、イタリアで緊縮政策に反対する労働運動が高揚し、政府が政策の修正を余儀なくされた。ドイツはこうした動きがさらに強まるのを警戒し、財

政規律の強化と監視強化を働きかけた。その結果が安定成長協定の成立であった。

(1994) EMU への第二段階開始

欧州通貨機関(European Monetary Institute)設立
財政規律に関する制限条項に各国が合意

(1997) 安定成長協定妥結

この交渉は 1995-97 年に及ぶ複雑な過程をたどった。
協定の成立は、ドイツのマルク放棄、拡大されたユーロシステム参加に道を開いた
しかし、2003 年には独・仏 2 国が協定基準を順守できなかった。
この協定は、各国における緊縮政策の導入、仏・オランダにおける憲法反対投票(2005)
に繋がる。欧州統合への独仏の矛盾を軽減すると同時に、欧州市民の間に、ドイツ
主導・労働者しわよせの統合政策への警戒心を高めた

(1999)経済通貨同盟(EMU) 成立 (Monetary Union)

共通通貨ユーロ導入 (銀行間取引、現金流通は 2002 年 1 月)
欧州中央銀行(ECB)設立

ユーロ導入の理由付けを提供したドロールの構想。域内金融市場の統合・資本取引
の自由化と各国為替安定は、共通通貨導入なしに困難である。共通通貨導入は、欧
州金融市場を拡大深化させ、域外投資家にとっても魅力的になり、資本の流入を促
進する。その結果、国際通貨としてのユーロの役割、国際金融市場としての欧州市
場の役割のいずれも強化される。

ただし、EMU は共通通貨を導入しながら、各国の政府債務に関して共通の責任を明
確にしていない点で中途半端な協定である。しかし、その後加盟国の金利が収斂し
たことは、金融市場では EMU によって、加盟国の政府債務が EU 全体によって保証
されているという受け止め方が広まったことを裏付けている。

(2000)リスボン・アジェンダ (⇔ 2008 年のリスボン条約とは別)

リスボン・アジェンダに盛り込まれた統合推進の構想は、欧州委員会に対するロビ
ー活動のために ERT が設立した競争力に関するアドバイザーグループのレポートに
もとづいて策定された。Christakis Georgiou, p.5

その最大の目標は、グローバル化、情報化、高齢化に対応して、欧州経済を米国や東
アジアに負けない競争的でハイテク化された経済に改革することであった。
政治的には、リスボン・サミットは、欧州統合をめぐる思想的相克の分水嶺を画し

た・・・それは、金融市場統合を促進しただけではなく、欧州の労使関係に根本的な変化をもたらした。Bieling & Schulten, p.14

後者の政策は、「競争的ディスインフレ政策」と呼ばれている。その要点は、利潤増進のために賃金を抑制すること、および、収益力の弱い企業に対する救済策を止めること。経済的な困難を抱える地域を支援する欧州構造基金は、単なるカムフラージュにすぎない（欧州型ケインズ主義の転換）。

これに加えて、企業集中の促進がもう一つの重要な柱になる。しかし、グローバルな企業集中を容認することは、ドイツの企業にとっても大きなリスクがあった（この問題は、企業買収を容易化する法案をめぐる欧州議会での論争を引き起こした）。

(2002)ユーロの現金通貨が一斉に流通開始。(Currency Union)

ユーロの対ドル交換レートは 2000 年に底を打った後上昇を開始し、2008 年には、2000 年の 2 倍のレートに達した。

(2004)リスボン・アジェンダの評価と見直しのための上級作業グループ報告書『チャレンジに向き合う』公表

リスボン・アジェンダの成果は全体として「失望的」であり、その基本的原因は加盟国の取り組みの弱さである。もういちど欧州経済が直面する課題に向き合い、各国が改革を進めることが必要である。

この報告書にもとづいて、リスボン戦略の「焼き直し」として打ち出されたのが「グローバル欧州」戦略である。

(2008)リーマンショックを契機とする国際金融危機により、未曾有の金融・財政危機が発生。

「南」諸国に深刻な財政危機。トロイカ方式による危機対応とその失敗

(2010)リスボン・アジェンダに代わる新しい戦略「欧州 2020」公表。

政策内容としては、競争重視のグローバル化戦略から、成長、雇用、貧困問題、教育を重視する、域内経済の再建と欧州型社会モデルの継承にやや転換したように見える。

補 足

その後のユーロの「国際通貨」機能の推移

世界の準備通貨に占めるシェア ユーロ 20.0%(1999)~27.3%(2009)

ドル 67%(1999)~64%(2009)

世界の債券市場におけるユーロ建て債券のシェア(2009)

ユーロ 31.4% vs ドル 45.8%

外国為替市場でユーロが対価となる取引の割合

ユーロ 40% v s ドル 90%

以上の指標は、ユーロの使用が依然としてユーロ圏内およびその周辺に限られていることを示している。

ドイツの動き

シュレダー政権の「アジェンダ 2010」政策で厳しい賃金抑制を実施。その結果単位労働コスト低下、ドイツの輸出競争力が強まり、経常収支黒字を拡大、資本輸出増加、さらに経常収支不均衡拡大の発散状態になる。他方、南の諸国では経常収支赤字、政府・民間債務急増。そのため、2008年のリーマンショックによる資金流出で財政破綻状態に。

ドイツのメルケル政権は、危機対応策を通じて、財政規律の強化、罰則手続きや破産手続きの導入などを模索したが、フランスの反対で成功せず。フランスでは、憲法国民投票の結果が示しているように、欧州統合がドイツ主導で進んでいる現状に警戒感が強く、経済統合が「アジェンダ 2010」に表れたように労働者の生活を犠牲にしているという見方が根強い。このため、ドイツが望む対応策にフランスは無条件に同調できない。(⇒ラガルデのドイツ批判(*Financial Times*, May 28, 2010))

欧州金融・財政危機については高田論文(『前衛』2012年3月号)を参照

欧州連合の危機対応と統合維持政策

目下、独仏主導で進められている欧州連合の危機対応と統合維持政策の概要は、The Van Rompuy Task Force Report: *Strengthening Economic Governance in the EU*. Report of the Task Force to the European Council, Brussels, October 2010. に纏められている。

参考文献

Van Apeldoorn,B(2006) The Lisbon Agenda and the Legitimacy Crisis of European Socio-Economic Governance: The Future of Embedded Neo-liberalism(June)

Blackburn,R(2007)Capitalist and Social Europe, *New Left Review* 34(July)

Delors,J(1989) *Report on Economic and Monetary Union in the European Community*, European Council, Committee for the Study of Economic and Monetary Union(April).

Georgiou,C(2010) The Euro Crisis and the Future of European Integration,

International Socialism, Issue: 128(October)

Dyson,K(2008) 50 Years of Economic and Monetary Union: A Hard and Thorny Journey, in *Reflections on European Integration*(eds Phinnemore & Warleigh-Lack)

Prenner,M(2003) ERT – European Round Table of Industrialists, Neoliberaler Think Tank der EU?, Universitat Wien,

Herman,C(2007) Neoliberalism in the European Union, *Studies in Political Economy*, Vol.79.

Bieling, H. & T.Schulten(2001) Competitive Restructuring and Industrial Relations within the European Union: Corporatist Involvement and Beyond?, WSI Discussion Paper,(November)

Streeck,W(2011) The Crisis in Context: Democratic Capitalism and Its Contradictions, MPIfG Discussion Paper.

今回の危機対応に表れたマネタリズム・新自由主義的政策に対する批判としては、

Stockhammer,E(2010) Neoliberalism, Income Distribution and the Causes of the Crisis, SOAS Department of Economics, Discussion Paper 19(June)

Busch,K & D.Hirschel(2011) Europe at the Crossroads: Way out of the Crisis, FES International Policy Analysis(May)

Collignon,S(2010) Democratic Requirements for a European Economic Government, FES International Policy Analysis(December)

EU がリスボン・アジェンダ以降、グローバル化に対応して域内の競争法制の改革を重ねてきた経緯については、Wigger,A(2007) *Revisiting the European Competition Reform: The Toll of Private Self-Enforcement*, vrije Universiteit, がある。

(要 約)

1) 欧州経済統合の始動(1969-70)

(1969) ハーグ・サミットで、加盟国首脳間で経済通貨同盟(EMU)設立が共通の目標として確認され、その実現に向けて狭義検討を進めることが合意された。これは、欧州統合へ向けての歴史的実験が始動したことを意味する。

(1970) Werner Report of 1970 が、課税、財政支出、公債発行などに関する政府の

権限を欧州委員会に移譲する構想を提案。これは、通貨統合に至る高いレベルの統合の目標を先取りして提示したものと言える。

2) 経済統合への独仏調整と合意形成(1972-83)

パリサミット(1972)で欧州経済共同体(EEC)を経済通貨同盟(EMU)に発展させることで加盟国首脳間の合意が成立。

(1979)欧州通貨制度(EMS)発足 経済統合への動きが再起動

域内通貨バスケットである ECU (欧州通貨単位) を為替相場算定の表示基準とする (99 年のユーロ導入によって廃止) ことで域内通貨の安定化を図る。合わせて、域内資本取引の自由化を推進する。

為替レートメカニズム(ERM) 導入では、有利な為替相場をめぐる独仏の対立を調整

EMS は事実上ドイツマルク圏の成立 (ドイツマルクが域内通貨のアンカーに) であり、以後、ブンデスバンクが通貨為替政策の主導権を握るようになる

(1983) 仏ミッテラン政権・ドロール財務省がドイツの通貨政策に歩み寄り、ドイツ連銀も統合の推進に同意。その後、ドロールは欧州委員会(European Commission)委員長就任(1985-95)。かれの柔軟なアプローチで統合への合意形成が進捗。

同年、欧州最強のビジネスロビーERT が結成され、以後欧州統合の進路に大きな影響を及ぼすようになる。

3) 欧州統合と財界ロビー

欧州統合が 1990 年の域内資本取引自由化によって EMU の第一段階に移行して以降、ブルッセルをベースとする財界系、NGO系その他のロビー組織の活動が急激に活発化した。EU の公式サイトの情報によれば、2008 年 9 月現在、ブルッセルで活動するロビーイストは 15000 人に達し、ロビー組織の数は 2500 と言われている。(ロビー活動の歴史と現状については欧州議会資料 *Lobbying in the European Union, Briefing Paper, November 2007* を参照されたい)

欧州経済統合に対して重大な影響を及ぼしている財界組織としては、ERT の他に、米国商工会議所欧州委員会、UNICE(Union of Industrial and Employers Confederation of Europe)がある。これらのなかで、EU の内部組織ともっとも密接に結びつき、EU 統合に関する議題設定と意思決定に直接的な影響力を及ぼしているのは ERT である。

4) EMU 実現への段階的な進展

(1986)単一欧州議定書(Single European Act: SEA)

EEC が EMU に進むことが正式に目標として確認された

前提条件として、(1979)欧州通貨制度(EMS)発足、合議を容易にするための全会一致制の修正 (多数決制) 採用。1992 年のマーストリヒト条約・1993 年の欧州連合(EU)

に向けての筋道(time table)を確認。1992年までに貿易の障害を基本的に撤廃することを盛り込む。ドローール報告(1989)が1990年7月をもって域内資本移動の完全自由化によって、EMU実現の第一段階に移行するスケジュールを提示。

1991年 マーストリヒト条約成立 (EUが成立)

1994年、EMUへの第二段階に移行。欧州通貨機関設立、財政規律条項合意

1997年 安定成長協定妥結 ドイツのユーロ加盟が確定

5) 経済通貨同盟(EMU)実現と新自由主義の強まり

1999年 共通通貨ユーロ導入、欧州中央銀行設立

ユーロシステム形成 2002年から単一現金通貨流通開始。

2000年 リスボン・アジェンダと欧州型ケインズ主義の転換

リスボン・アジェンダにはERTの意向が色濃く反映され、金融市場統合だけではなく、欧州の労使関係の根本的な変化(競争的ディスインフレ政策)が盛り込まれた。また、グローバル化を背景にした企業集中の促進が図られた。

政治的には、リスボン・サミットは、欧州統合をめぐる思想的相克の分水嶺を画した・・・それは、金融市場統合を促進しただけではなく、欧州の労使関係に根本的な変化をもたらした。Bieling & Schulten, p.14

《 論 点 》

(論点の1) 欧州における新自由主義の評価をめぐって

欧州と米国の多国籍企業をパトロンとするこれらの組織は、関税・非関税障壁の引き下げ、資本取引自由化、労働市場改革(労働組合と労働者保護法制への攻撃)、運輸・通信を含む広域インフラの整備、情報化とハイテク化に対応する研究教育体制整備、欧州レベルでの競争政策など共通の目標を目指しており、それらが唱える政策は多国籍企業の活動の自由、投資と利権の擁護、労働者の権利縮小を目指している点で新自由主義的と言えるが、第一に、欧州経済の競争力維持のために、教育、研究開発、インフラ整備のための巨額の政府投資を求めている点で、第二に、戦後高度成長過程で形成された社会民主主義的福祉国家の諸制度を完全に一掃することができない点で、かつてのサッチャー政権やレーガン政権の「市場原理主義」的・「新保守主義的」な新自由主義とは異なっている。また、欧州ベースの多国籍企業の行動には、一方で統一市場をベースとする自らの競争力・市場確保を追求しながら、グローバルな活動の自由(グローバルな資本集中、海外投資)を同時に求めるという矛盾した側面がある。また、市場統合を優先する立場からは、良好な労使関係を一定程度維持することが必要であるという考えと、グローバル競争に勝ち抜き、情報化など新しい課題に対応するためには、労働市場の徹底した改革(自由化)が必要であるとの考えが並存した。

こうした欧州型新自由主義の複雑性(二面性あるいは矛盾)を重視し、米英型の新自由

主義と区別して、「埋め込まれた新自由主義」という概念で評価する有力な見解(Van Apeldoorn, 2006)がある。この見解によれば、ERTに代表される欧州多国籍企業の立場は、1985年の単一欧州議定書から1990年代後半期になるまで、欧州枠内での経済統合とその中での自国市場の確保を重視する各国企業の「新重商主義的」立場と、米国市場との相互参入を含むグローバルな世界戦略の展開を重視する多国籍企業（とくに金融・サービスセクターのMNCs）の立場が競争し、さらに、**Social Europe** を標榜する労使協調・社会的市場経済の路線を含め、三つのイデオロギー的流れが錯綜状態にあった。1990年代後半期には、とくに金融グローバル化が進展し、多国籍企業の国際的な資本集中・再編が活発化したために、グローバルな世界戦略を重視する多国籍企業の影響力が優勢になり、欧州経済の競争力強化の意味が、グローバル化と経済の金融化（資本市場が規律づける企業統治重視）に焦点があてられるようになった。以後、ERTの提言や報告の多くがこの立場から作成されるようになり、欧州委員会の立場も労使協調・欧州型ケインズ主義から次第に新自由主義的自由化政策を優先するようになった。この変化を象徴するのが2000年のリスボン・アジェンダであった。

これに対して、マルクス経済学の陣営には、そうした見解が、欧州型新自由主義と米英型の差異を過大評価しているという批判もある(Herman, 2007)。また、Blackburn(2007)は、欧州型資本主義が米英型に比べてなお充実した社会保障制度・短時間労働他を維持していることを認めながら、欧州社会モデルを象徴する年金制度に関しては、近年高齢化の進行と相俟って急速に資金基盤がぜい弱化し、支給引き下げと民営化の方向に動いていると指摘している。

なお、リスボン・アジェンダ以降の財界主導下の欧州経済統合に対する社会民主党および欧州労働組合の対抗戦略の混乱と脆弱性については、Anonymous paper, *The Ambiguity of Resistance: Opposition to Neoliberalism in Europe, Capital & Class, Vol.22(September)*が興味深い。この論文によれば、欧州各国の社会民主党とETUCに代表される欧州労働組合は、**Social Europa** を唱え、経済多元性と市場統合の調和を強調するドロール路線と、ERTに代表される欧州多国籍企業のグローバル化戦略の密接かつ複雑な関係を分析しきれず、結果的に欧州型新自由主義に対する有効な批判と対抗戦略を打ち出せないまま現在に至っている。その結果、ERT主導の欧州経済統合が進展し、現在の経済危機への対応策についてもERTの意向が濃厚に反映されている。

(論点の2) 欧州統合と欧州モデルの将来をめぐって

ドイツのMax-Planck-Institut für Gesellschaftsforschungに属するStreeck,W(2011)は最近の論文で、1970年代以降、資本主義は将来の富を先取りする方法（信用依存）で、とりわけ家計と政府が債務を積み上げながら消費を作り出し資本蓄積を続けてきたが、欧州を含め資本主義経済の矛盾が深まった結果、いずれの国においてもこれ以上家計債務の増大を代償にして労働者の生活水準（消費）を維持することができなくなり（サブプライム

危機)、その結果、資本主義(企業体制)の社会的な正当性(social legitimacy)を維持することができなくなり、むしろ労働者に対する攻撃を強める以外に利潤確保・体制維持の方策が見出せない、言い換えると、政府が資本と労働の深まる矛盾を調整することが著しく困難な歴史的段階に入っているとの認識を提示している。かれの見解によれば、資本主義的生産様式を維持したままで、欧州型福祉国家'(Social Europe)を再現することは不可能である。

これに対して、ポストケインジアンやウィーン経済大学のグループは、欧州経済の停滞と金融危機の主要な要因として、域内不均衡の不完全な調整、マネタリズムに偏ったマクロ経済政策の誤り、教育・研究開発・インフラ投資の不十分性、金融自由化と経済の金融化、ドイツの近隣窮乏化的な重商主義政策などを指摘し、これらの問題の改善に政府・企業・労働組合が強調して取り組む(金融規制の強化、労働分配率の引き上げ、財政政策の重視他)ことで経済成長の回復と財政健全化がなお可能であるという見解を打ち出している。こうした見解に対する報告者の評価は拙稿『前衛』2011年4月号所収を参照。

(論点の3) 欧州中銀の金融政策とマネタリズムの関係をめぐって

本資料 5頁の(論点)参照。